

平成 21 年 3 月 25 日
武雄市役所 農林商工課

平成 21 年度 ふるさと森林整備事業業務委託事業者募集要項

雇用失業情勢にかんがみ、地域における継続的な雇用機会の創出を図るため、地域の求職者等を雇い入れ、既設の林道敷地内の伐採及び市有林等の整備を実施する事により、良好な森林の機能を回復させる森林の整備へと繋げることを目的とした業務で、業務を遂行される事業者等を下記要綱により募集します。

1. 事業名 ふるさと雇用再生基金事業
ふるさとの森林整備事業業務委託
2. 事業場所 武雄市内林道、生活環境保全林、市有林等
3. 実施内容
 - (1) 林道敷地内及び隣接森林の雑木伐採、搬出処理。
 - (2) 生活環境保全林、市有林等の林内整理
4. 事業実施期間 平成 21 年 4 月 13 日から平成 22 年 3 月 31 日まで(最長 3 年)
5. 委託事業費 12,540,000 円以下(うち人件費 10,032,000 円 事業費の 80%以上)
6. 新規雇用者人員 4 名
雇用期間は原則 1 年以上とし、更新ができるものである。ただし、必要に応じて 6 か月以上 1 年未満の雇用期間も認めるものである。
7. 雇用の方法 新規雇用する予定の労働者の募集に当っては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図ること。
8. 新規雇用者賃金 9, 200 円/日 (雇用者分各種保険料含む)
9. 新規雇用者就労日数 月平均 20 日/人 年間 240 日/人
10. 参加資格要件
 - (1) 一般事項
 - ①地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、武雄市内に住所を有する民間企業、特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するもの。
ただし、宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象とはしないものとする。
 - ②事業に新規採用した労働者が、当該事業における雇用期間終了後において引き続き雇用されるよう又はその事業での経験を生かして安定した雇用につながるように配慮する。

(2) その他要件

- ① 雑木伐採等に要する機材（草刈機、チェーンソー等）、伐採木等の搬出に要する機材（ダンプトラック等）を有する。
- ② 伐採等に関する経験を有し、新規就労者に対する指導者が帯同できる人員を有する。

11. 募集期間・提出先

- (1) 募集期間は平成 21 年 3 月 26 日（木）から平成 21 年 4 月 7 日（火）までとし、様式 1 を記入し、締切日までに直接持参するか郵送してください。
尚、募集要項・様式等は市役所ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 提出先

〒 8 4 3 - 8 6 3 9 武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1
武雄市役所 営業部 農林商工課 農村係 森・井手
TEL 0 9 5 4 - 2 3 - 9 3 3 5

12. 委託業務者の選定及び決定通知

- (1) 上記 11 により提出された資料を基に選定を行ないます。
なお、応募者数が多数の場合には、募集に際して提出した様式の内容等を勘案し、事業実施に優位な業務者から選定させていただきます。
- (2) 選定結果については、平成 21 年 4 月 10 日（金）17:00 迄にお知らせします。

様式- 1

平成 21 年度ふるさと森林整備事業業務委託事業者応募書

[illegible]